

蒲郡市家族介護支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東三河広域連合が要介護状態にある高齢者を介護する家族を、介護による心身の疲労を軽減させ、気分を新たに介護に取り組めるようにするとともに、同じ在宅介護を行っている者同士が、互いに抱えている問題や経験を話し合う場を設けることによって介護者の精神的な負担を軽減することを目的として実施する家族介護支援事業（以下「事業」という。）について、東三河広域連合地域支援事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第4条の規定により市が全部委託を受けて実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 市長は、事業の全部又は一部を社会福祉法人等で市長が適当と認めた事業者に再委託することができる。

(利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、東三河広域連合を保険者とする介護保険被保険者を介護する者又は東三河広域連合以外の保険者による介護保険被保険者を介護する東三河広域連合構成市町村在住の者とする。

(事業の内容)

第4条 市長は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 介護家族の交流会
- (2) 介護に関する相談
- (3) 介護する者に対するヘルスチェック
- (4) その他必要な事業

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。